

2026年2月10日

各 位

会 社 名 新家工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 圭司
(コード番号：7305 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役専務 浜田 哲洋
管理本部長
(TEL 06-6253-0221)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.株式分割について

1.株式分割の目的

当社は、中長期的な企業価値向上のため、株式分割による投資単位当たりの金額の引き下げにより、より幅広い層の投資家の皆さまにご支援いただくとともに、当社株式の流動性の向上を図ることを目的として実施いたします。

2.株式分割の概要

①株式分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,200,000株
今回の分割により増加する株式数	5,200,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,400,000株
株式分割後の発行可能株式総数	32,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2026年 3月 13日（金）（予定）
基準日	2026年 3月 31日（火）（予定）
効力発生日	2026年 4月 1日（水）（予定）

④その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額に変更はありません。

II.定款の一部変更について

1.変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

2.変更の内容

変更の内容は、下記のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1千6</u> 百万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>32百</u> 万株とする。

3.変更の日程

取締役会決議日	2026年 2月 10日 (火)
効力発生日	2026年 4月 1日 (水)

III.期末配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上